

意見書

平成 25 年 8 月 9 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 141-6010

住 所 とうきょうとしながわくおおきまにちやうめ
東京都品川区大崎二丁目1番1号

名 称 ソネット株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちやう 代表取締役社長 よしだ けんいちろう 吉田 憲一郎

連絡先

電話番号

E-mail:

平成 25 年 7 月 12 日公表の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

別紙

平成 25 年 7 月 12 日「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案（以下本ガイドライン改正案という）に対する意見募集に関し、以下のとおり意見書を提出致します。

記

今般、平成 25 年 7 月 12 日に公表されている「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において整理された基本的な考え方を踏まえ、モバイル接続料算定に係る各課題とされた項目を参考にして、本ガイドラインが見直されたものと認識しています。

今回、本ガイドライン改正案により、二種指定事業者の接続料の算定方法等に係る考え方をより明確化することとなり、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進が図られるものとして、本ガイドライン改正案について賛同いたします。

一方、同報告書における「データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関しましては、現在の「前年度の実績値」に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下していく状況では、当年度の低い原価で事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの検討結果もでております。

今回、本ガイドライン改正案では当該項目に関し、特段の変更はないものの、MVNO の市場参入促進や競争環境整備の観点からも、是非次回の本ガイドライン改正におきましては、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度に関しまして「当年度算定」の導入を早急に検討して頂くことを希望いたします。

また、上記の項目に留まらず、MNO と MVNO の競争環境の整備全般に渡る議論が、引き続き行われる必要があるものと考えています。

以上